

第24期 定時株主総会 招集ご通知

2022年7月1日から2023年6月30日まで

招集ご通知

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告

株主総会参考書類

開催情報

日時：2023年9月26日（火曜日）

午前10時 開会

場所：静岡県沼津市上土町100-1

沼津リバーサイドホテル 3階

「駿河」

（詳しくは末尾の会場ご案内図
をご参照ください。）

＜株主報告会開催のお知らせ＞

株主総会終了後、同会場にて株主報告会を開催いたします。お時間が許しましたら、引き続きご出席のほどお願い申し上げます。

 **CanBas**
Cancer therapy by Basic research

証券コード：4575

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/4575/>



証券コード 4575

2023年9月1日

株 主 各 位

静岡県沼津市大手町二丁目2番1号
株式会社キャンバス
代表取締役社長 河 邊 拓 己

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.canbas.co.jp/>

（上記ウェブサイトにはアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「IR資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにはアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「キャンバス」又は「コード」に当社証券コード「4575」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年9月25日（月曜日）午後11時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にはアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月26日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 静岡県沼津市上土町100-1
沼津リバーサイドホテル 3階「駿河」
(詳しくは末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
【報告事項】 第24期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）
事業報告の内容、計算書類の内容報告の件
【決議事項】
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する譲渡
制限付株式報酬制度導入の件
 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集後通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は9時30分より受付を開始いたします。
- また、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

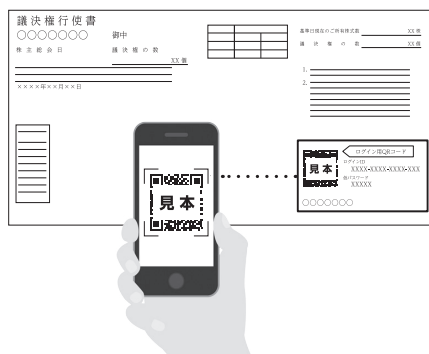
以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



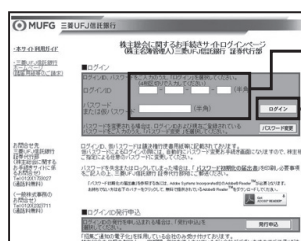
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

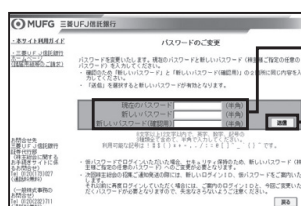
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

《提供書面》

事業報告

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、抗がん剤の基礎研究および臨床開発、ならびにそのために必要な提携パートナーの獲得活動に取り組んでいます。

当社の開発パイプライン中で最も先行している化合物CBP501は、過去の臨床試験で得られたデータの詳細解析からわかった「がん微小環境」「がん免疫」「がん幹細胞」などに関わる多様な作用を踏まえ、免疫チェックポイント阻害抗体との併用による臨床試験を実施しています。現在は膀胱がん3次治療を対象とした第2相試験を終え、次相臨床試験の準備を進めています。

2つ目の候補化合物CBS9106については、2014年12月にライセンス契約を締結した米国 Stemline Therapeutics, Inc. (以下「Stemline社」) が、進行固形がん患者を対象とし主に安全性の評価を目的とした臨床第1相試験を完了し、現在は次相臨床試験の計画が進められています。

さらに当社は、これらの2つの候補化合物の後続パイプラインとなる新規候補化合物の探索・創出に向けて、当社独自の薬剤スクリーニング法による探索研究と、CBP501に関する新たな知見を基にした「次世代CBPプロジェクト」からの創出に取り組み、また、東京大学医学部附属病院、ファルマバレープロジェクト（一般財団法人ふじのくに医療城下町推進機構、静岡県立大学）らと共同研究を進めています。これらの取り組みから当社は現在、CBP-A08、CBT005、IDO/TDO阻害剤など複数の次世代パイプラインを有しています。

以上の結果、当事業年度の研究開発費は、例年水準の基礎研究費支出にCBP501臨床試験費用ならびに次世代プロジェクト関連支出が加わり、前期比63,258千円増加の671,040千円となりました。販売費及び一般管理費は、前期比56,267千円増加の294,924千円となり、研究開発費と合わせた事業費用は、前期比119,526千円増加し、965,965千円となりました。

この結果、営業損失は965,965千円（前事業年度営業損失846,438千円）となり、営業外費用として新株式および新株予約権の発行に伴う株式交付費319,977千円を計上したことにより経常損失は1,283,062千円（前事業年度経常損失854,327千円）、特別利益として新株予約権戻入益40,204千円を計上した結果当期純損失は1,244,108千円（前事業年度当期純損失855,577千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達状況

当社は、当事業年度において、新株予約権の行使ならびに新株式および新株予約権の発行により、総額2,592,693千円の資金を調達しました。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 21 期 2020年6月期	第 22 期 2021年6月期	第 23 期 2022年6月期	第 24 期 2023年6月期 (当事業年度)
事業収益(千円)	110,000	108,945	—	—
経常利益(千円) (△は損失)	△573,686	△555,112	△854,327	△1,283,062
当期純利益(千円) (△は純損失)	△572,790	△531,034	△855,577	△1,244,108
1株当たり 当期純利益 (△は純損失)	△83円64銭	△70円01銭	△88円31銭	△83円03銭
総資産(千円)	1,263,283	1,295,610	790,709	2,085,999
純資産(千円)	236,902	437,972	250,688	1,932,152
1株当たり 純資産額	21円58銭	40円35銭	13円85銭	115円77銭

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

(5) 対処すべき課題

当社は、独自の創薬エンジンを基に技術とプロダクトの両方を自社で創出する「創薬企業」として、パイプラインによっては承認申請までのすべての臨床試験を当社のリスク負担で実施し、併せて必要に応じて提携パートナーの獲得も模索して中長期的な企業価値の最大化を図る「創薬パイプライン型」開発による付加価値の高いビジネスモデルを志向しています。

このために当面对処すべき経営課題を以下のとおり認識し、それぞれ対応を実施しています。

- ・CBP501の臨床試験推進による企業価値向上
- ・中長期的な企業価値の源泉となる創薬エンジンの改良・充実、新規化合物パイプライン獲得、開発推進
- ・現時点で安定的な収益源がないこと、一方で研究開発費用の先行投資は必須であることから継続的に営業損失を計上していることを踏まえた、製薬企業等との提携の獲得や資本市場からの資金調達による上記課題解決・推進のための財務基盤の強化

(6) 主要な事業内容（2023年6月30日現在）

事業	内容
医薬品事業	医薬品の研究開発

(7) 主要な営業所（2023年6月30日現在）

名称	所在地
本社	静岡県沼津市

(8) 従業員の状況（2023年6月30日現在）

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	7（－）名	1（－）	49.5歳	11.2年
女性	5（－）名	－（－）	47.2歳	16.8年
合計または平均	12（－）名	1（－）	48.6歳	13.5年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()外数で記載しています。

2. 平均年齢および平均勤続年数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 会社の株式に関する事項（2023年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 35,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 16,395,655株

（注）新株式の発行および新株予約権の行使により発行済株式の総数は4,858,115株増加しています。

(3) 株主数 15,073名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 株	持株比率 %
西村 彰	340,000	2.07
鶴見 亮 剛	215,000	1.31
大和証券株式会社	208,300	1.27
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	175,600	1.07
野村証券株式会社	154,700	0.94
J P モルガン証券株式会社	120,400	0.73
B N Y M S A / N V F O R B N Y M F O R B N Y M G C M C L I E N T A C C T S M I L M F E	102,800	0.62
森村 剛	100,000	0.60
マネックス証券株式会社	92,852	0.56
吉田 克己	92,300	0.56

（注）持株比率は、自己株式（588株）を控除して計算しています。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末の当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に対して交付した新株予約権の状況

発行決議の日	2022年12月22日
新株予約権等の数	295個
新株予約権等の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権等の目的となる株式の数	29,500株
新株予約権等の発行価額	無償
新株予約権等の権利行使価額	136,100円
権利行使期間	2025年1月10日から2032年12月22日まで
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、取締役監査等委員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
当社使用人への交付状況	<p>新株予約権の数 295個</p> <p>目的となる株式数 29,500株</p> <p>交付された者の数 11人</p>

(3) その他新株予約権等の状況

① 当事業年度（2023年5月18日取締役会決議）に発行した第19回新株予約権

新株予約権等の数	22,500個
新株予約権等の目的となる株式の種別	普通株式
新株予約権等の目的となる株数	2,250,000株
新株予約権等の発行価額	新株予約権1個当たり 609円
新株予約権等の権利行使価額	※ 当初行使価額 1,619円
権利行使期間	2023年6月5日から2025年6月4日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない

(注) 発行時の状況を記載しています。

※ 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等です。2023年6月5日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整される。なお、「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう（別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。）。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が971.4円（以下「下限行使価額」といい、調整されることがある。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

② 当事業年度（2023年5月18日取締役会決議）に発行した第20回新株予約権

新株予約権等の数	10,000個
新株予約権等の目的となる株式の種別	普通株式
新株予約権等の目的となる株数	1,000,000株
新株予約権付社債の発行価額	新株予約権1個当たり 534円
新株予約権等の権利行使価額	※ 当初行使価額 1,781円
権利行使期間	2023年6月5日から2025年6月4日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない

(注) 発行時の状況を記載しています。

※ 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等です。2024年6月2日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整される。なお、「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう（別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。）。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が971.4円（以下「下限行使価額」といい、調整されることがある。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（2023年6月30日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
河邊拓己	代表取締役社長		
加登住眞	取締役 最高財務責任者	経営企画室	(株)トレタ取締役監査等委員
坂本一良	取締役	管理部	
日比野敏之	取締役 最高執行責任者	研究開発部	
小宮山靖行	取締役（監査等委員）		社会保険労務士法人みくりや社 中代表
白川彰朗	取締役（監査等委員）		(株)インテリジェント・キャピタル ゲイト代表取締役 (株)ママスクエア取締役 (株)ZenmuTech社外取締役
古田利雄	取締役（監査等委員）		弁護士法人クレア法律事務所代 表弁護士 (株)モダリス社外取締役監査等 委員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）小宮山靖行氏、取締役（監査等委員）白川彰朗氏および取締役（監査等委員）古田利雄氏は、社外取締役です。
2. 2022年9月27日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、松崎恭子氏は取締役（監査等委員）を任期満了により退任しました。
3. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）小宮山靖行氏、取締役（監査等委員）白川彰朗氏および取締役（監査等委員）古田利雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款第29条第2項に基づき、監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役（監査等委員である取締役を含む）が負担することになる法律上の損害賠償金、損害賠償請求対応等の費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、意図的に違法行為を行った取締役自身の損害等は填補されないなど、取締役による職務執行の適正性は損なわれない仕組みとなっています。なお、本保険の保険料は全額当社が負担しています。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の決定方針

当社は、2021年3月開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別報酬等の決定方針を以下のとおり決議しています。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等については、株主総会後最初に開催される監査等委員会において監査等委員の協議により決定しています。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、金銭報酬と、非金銭報酬等とで構成する。業績連動報酬等は、当面これを定めない。

(イ) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(a) 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針（会社法施行規則第98条の5第1号）

取締役の金銭報酬のうち業績に連動しない金銭報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役位、職責、在任年数等（以下「役位等」と総称する。）に応じ、当社の業績および財務の推移も併せ総合的に勘案して、取締役会で協議決定する。

(b) 非金銭報酬等がある場合には、その内容および非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針（会社法施行規則第98条の5第3号）

当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、取締役に対する非金銭報酬として、無償でストックオプションを付与することがある。

取締役個別のストックオプション付与数は、役位等および各取締役に対し過去に付与され行使期間の残存しているストックオプションの内容を総合的に勘案して決定する。

(c) 報酬等の種類ごとの割合の決定方針（会社法施行規則第98条の5第4号）

非金銭報酬等（業績連動報酬等を定める場合は非金銭報酬等と業績連動報酬等の合計）が取締役の報酬に占める割合は、50%を上

限とする。

- (d) 報酬等を与える時期または条件の決定方針（会社法施行規則第98条の5第5号）

取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。

非金銭報酬としてストックオプションを付与する場合、付与の時期、総数および条件は、当社の業績および財務の推移等を総合的に勘案して取締役会で協議決定の上、株主総会の決議により付与する。

- (e) 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項（会社法施行規則第98条の5第6号）

取締役会は、前各号の協議決定に基づく具体的内容の決定を代表取締役社長に委任することがある。

当該委任を受けた代表取締役社長は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会から意見具申があった場合には、これを尊重する。

- (f) その他重要な事項（会社法施行規則第98条の5第8号）

取締役会および代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたり、当社の企業理念「フェアであること」に特に留意する。

- (ウ) 取締役の報酬等についての株主総会の決議

- (a) 取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は、2016年9月27日開催の第17期定時株主総会決議において、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額120,000千円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。

- (b) 取締役（監査等委員）報酬限度額は、2016年9月27日開催の第17期定時株主総会決議において、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額45,000千円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。

② 当事業年度にかかる取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストックオプション	左記のうち非 金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	49,808 (-)	49,808 (-)	- (-)	- (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	13,950 (13,950)	13,950 (13,950)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外取締役)	63,758 (13,950)	63,758 (13,950)	- (-)	- (-)	8 (4)

(注) 取締役 (監査等委員を除く) の当事業年度の個人別報酬等の内容は取締役会で決議していません。

(3) 社外役員以外の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 (監査等委員) 小宮山靖行氏は、社会保険労務士法人みくりや社中代表です。当社と社会保険労務士法人みくりや社中との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 (監査等委員) 白川彰朗氏は、株式会社インテリジェント・キャピタルゲイト代表取締役、株式会社ママスクエア取締役および株式会社ZenmuTech社外取締役です。当社と株式会社インテリジェント・キャピタルゲイト、株式会社ママスクエアおよび株式会社ZenmuTechとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役 (監査等委員) 古田利雄氏は、弁護士法人クレア法律事務所代表弁護士および株式会社モダリス社外取締役監査等委員です。当社と弁護士法人クレア法律事務所および株式会社モダリスとの間には特別な関係はありません。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	小宮山 靖 行	当事業年度に開催された取締役会17回の全回および監査等委員会14回の全回に出席いたしました。監査等委員会委員長としての見地から、取締役による日々の業務執行の態様などについて、監査、監督を行っています。また、社会保険労務士として多数の企業で顧問業務を行ってきた経験および知識に基づき、主に当社の人事・労務面におけるコンプライアンスの実践について、監督、助言を行っています。
取 締 役 (監査等委員)	白 川 彰 朗	当事業年度に開催された取締役会17回の内16回（病欠1回）および監査等委員会14回の全回に出席いたしました。ベンチャー投資会社やベンチャー企業での経験、広範な経理・財務関係、証券関係、法務関係の知識に基づき、主に経理・財務面について、監督、助言を行っています。
取 締 役 (監査等委員)	古 田 利 雄	当事業年度に開催された取締役会17回の全回および監査等委員会14回の全回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について監督、助言を行っています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画および監査手続の概要、報酬見積の算出根拠（監査業務の実施体制および実施日数）などが適切であるかどうかについて、過去の実績、および類似会社の会計監査人の報酬事例に照らして検証したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款第36条第2項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 内部統制システム構築の基本方針の概要

当社が制定している内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図っていきます。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの体制・仕組みづくりとコンプライアンス意識の啓発活動を行い、必要に応じて社長に対する助言を行うとともに、平素の業務執行全般にわたるコンプライアンス意識を高めるべく、役職員に対し教育等を実施する。

さらに、取締役による法令等に抵触もしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、会計監査人および監査等委員会による監査と別に、内部監査規程に基づき監査を実施する。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および文書管理規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については情報システム管理規程および運用実施要領、個人情報保護については必要に応じガイドライン等を定め、適切に対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、平時から全社横断的な情報交換と各部門の有するリスクの洗い出しを実施してリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては危機管理規程に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行する。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、教育の機会や日常のミーティング等を通じて指導する。

また、使用人による法令等に抵触もしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑥ 会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は特定の企業集団に属しておらず、また当社の子会社・関係会社も存在しないため、当該体制は特に有していない。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査等委員会の判断により、当社の規模に鑑み、監査等委員会の職務を補助すべき独立した使用人を設置していないが、監査等委員会が当該使用人の設置を求めたときは遅滞なく、監査等委員会の業務補助のため補助使用人を置く。

専任でない補助使用人が監査等委員会補助職務を担う場合には、監査等委員会の当該補助使用人に対する指揮命令に関しては取締役（監査等委員である取締役を除く。）以下当該補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けず、監査等委員会にかかる業務に優先して従事する。また、当該補助使用人の人事処分には監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。

また、監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査等委員は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図ることによって、監査等委員会による監査の実効性を確保する。

当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査等委員会に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役および使用人に周知徹底する。

当社は、監査等委員からその職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要なでないこと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築する。

内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法および関連法令等への適合性を確保する。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

「キャンパス行動規範」に基づき、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、毅然と対応することによって、反社会的勢力を排除する。

この基本方針と対応方針を徹底するために、反社会的勢力に対応する主管部署を管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応要領に基づき直ちに統括部署に報告し組織的に対応する。

⑩ この基本方針および規程等の見直しについて

当社は、今後この基本方針および規程等を常に見直し、必要に応じ改正することによって、事業内容の拡充や周辺環境の変化に対応する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、単一事業所からなる小規模・少人数組織であり、そのフラットな組織構成の利点を生かし、内部統制システムの運用を行っています。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 定例取締役会が毎月1回開催されているほか、臨時取締役会が適宜開催されている。重要事項の決定、各部門管掌取締役からの業務報告等につき、監査等委員を交え活発な質疑応答が行われている。
- ・ 定例取締役会に引き続き、コンプライアンス委員会が開催されており、経営レベルでのコンプライアンス関連事項につき議論している。
- ・ 不正行為の早期発見および是正を目的として、監査等委員ならびに管理部長を窓口とするコンプライアンス相談窓口制度が、コンプライアンス相談窓口規程に基づき運用されている。
- ・ 内部監査を通じて、取締役による職務執行の態様およびコンプライアンス相談窓口制度の運用状況につきモニタリングを行っている。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ・ 文書管理規程、情報システム管理規程および運用実施要領が整備されている。
- ・ 内部監査を通じて、文書管理の態様につきモニタリングを行っている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 平時においては、取締役会等において、新たなリスクの認識とその対応につき議論されている。
- ・ 有事に対応するため、危機管理規程が整備されている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例取締役会が毎月1回開催されているほか、臨時取締役会が適宜開催されている。重要事項の決定、各部門管掌取締役からの業務報告等につき、監査等委員を交え活発な質疑応答が行われている。
 - ・ 予算管理規程に基づき、年度予算編成方針および年度予算案が予算委員会において策定され、取締役会で承認されている。
 - ・ 年度予算の執行状況が月次の定例取締役会で報告されている。
 - ・ 内部監査を通じて、予算編成プロセスの適正性ならびに予算執行の適正性・効率性につきモニタリングを行っている。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 不正行為の早期発見および是正を目的として、監査等委員ならびに管理部長を窓口とするコンプライアンス相談窓口制度が、コンプライアンス相談窓口規程に基づき運用されている。
 - ・ 内部監査を通じて、使用人による職務執行の態様ならびにコンプライアンス相談窓口制度の運用状況につきモニタリングを行っている。
- ⑥ 会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制
該当事項はありません。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会の判断により、現状、監査等委員会の業務補助のための補助使用人を設置していないが、監査等委員会規程において同使用人の整備を取締役に要請できる旨定められている。
- ⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は、経営層会議のほか、主要な業務レベル会議に適宜出席し、質疑応答を行っている。また、稟議書、主要な契約書等の重要文書の閲覧を通じて、職務執行の状況をモニタリングしている。
- ・ 監査等委員は、会計監査人および内部監査人との定期的な三者ミーティングを通じて情報交換を行っているほか、監査等委員と内部監査人は日常的に情報交換を行っている。
- ・ 内部監査報告書は社長宛提出されると同時に監査等委員による閲覧に付されている。
- ・ 不正行為の早期発見および是正を目的として、監査等委員ならびに管理部長を窓口とするコンプライアンス相談窓口制度が、コンプライアンス相談窓口規程に基づき運用されており、当該通報・報告をしたことを理由とした不利な取扱いを禁止するとともに、役職員に周知徹底している。また、内部監査を通じて、コンプライアンス相談窓口制度の運用状況につきモニタリングを行っている。
- ・ 監査等委員による職務執行にかかる費用の精算は、適宜滞りなく行われている。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法に規定される内部統制報告制度にかかる内部監査は、内部統制委員会によって每期承認された経営者評価計画書に基づき実施されており、発見事項およびその改善状況が内部統制委員会に報告されている。また、内部統制報告書案は内部統制委員会での審議を経て取締役会で承認されている。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ・ 反社会的勢力対応要領に基づき、同勢力への対応窓口を管理部に一本化する旨、全役職員に周知徹底している。

⑪ この基本方針および規程等の見直しについて

- ・ この基本方針については、少なくとも年1回見直しが行われている。
- ・ 諸規程に関しては、諸規程管理規程に基づき定期的に見直しが行われている。
- ・ 内部監査を通じて、諸規程見直しの状況につきモニタリングを行っている。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,067,664	流 動 負 債	153,846
現金及び預金	1,617,795	未 払 金	105,078
貯 蔵 品	772	未 払 法 人 税 等	44,626
前 渡 金	367,747	預 り 金	4,141
前 払 費 用	13,236	負債合計	153,846
未 収 消 費 税 等	6,702	純 資 産 の 部	
そ の 他	61,409	株 主 資 本	1,898,071
固 定 資 産	18,335	資 本 金	6,777,556
投資その他の資産	18,335	資 本 剰 余 金	6,764,406
そ の 他	18,335	資 本 準 備 金	6,764,406
		利 益 剰 余 金	△11,643,499
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△11,643,499
		繰 越 利 益 剰 余 金	△11,643,499
		自 己 株 式	△392
		新 株 予 約 権	34,081
資 産 合 計	2,085,999	純 資 産 合 計	1,932,152
		負債純資産合計	2,085,999

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
事 業 費 用		965,965
研 究 開 発 費	671,040	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	294,924	
營 業 損 失		965,965
營 業 外 収 益		4,058
受 取 利 息	21	
為 替 差 益	4,036	
營 業 外 費 用		321,155
社 債 利 息	1,169	
株 式 交 付 費	319,977	
そ の 他	9	
経 常 損 失		1,283,062
特 別 利 益		40,204
新 株 予 約 権 戻 入 益	40,204	
税 引 前 当 期 純 損 失		1,242,858
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,250
当 期 純 損 失		1,244,108

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
2022年7月1日残高	5,286,327	5,273,176	△10,399,391	△297	159,814
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,491,229	1,491,229			2,982,459
当期純損失(△)			△1,244,108		△1,244,108
自己株式の取得				△94	△94
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	1,491,229	1,491,229	△1,244,108	△94	1,738,257
2023年6月30日残高	6,777,556	6,764,406	△11,643,499	△392	1,898,071

	新株予約権	純資産合計
2022年7月1日残高	90,874	250,688
事業年度中の変動額		
新株の発行		2,982,459
当期純損失(△)		△1,244,108
自己株式の取得		△94
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△56,793	△56,793
事業年度中の変動額合計	△56,793	1,681,463
2023年6月30日残高	34,081	1,932,152

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

注記事項

(重要な会計方針に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
棚卸資産 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く)については定額法)
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 3年～18年
工具、器具及び備品 2年～10年
無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
3. 繰延資産の処理方法 株式交付費
支出時に全額費用として処理しています。
4. 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式により、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しています。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	11,537,540	4,858,115	—	16,395,655

(注) 当事業年度増加株式数は、第三者割当により付与した第17回新株予約権(2021年9月2日取締役会決議)および第4回転換社債型新株予約権付社債(2021年9月2日取締役会決議)の権利行使、第三者割当による新株式の発行ならびに役員に無償で付与した第11回新株予約権(2016年5月25日取締役会決議)および職員に無償で付与した第12回新株予約権(2018年2月15日取締役会決議)の権利行使に伴うものです。

2. 自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	485	103	—	588

(注) 当事業年度増加株式数は、単元未満株式の買取請求によるものです。

3. 新株予約権の目的となる株式の数(行使期間の初日が到来していないものを除く)

株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
	当事業年度期首	当事業年度増加数	当事業年度減少数	当事業年度末
普通株式	4,449,132	3,250,000	4,431,632	3,267,500

(注) 当事業年度の増加3,250,000株は第19回新株予約権および第20回新株予約権(2023年5月18日取締役会決議)の第三者割当によるものです。
当事業年度の減少のうち4,358,132株は、第11回新株予約権(2016年5月25日取締役会決議)、第12回新株予約権(2018年2月15日取締役会決議)、第17回新株予約権(2021年9月2日取締役会決議)ならびに第4回転換社債型新株予約権付社債(2021年9月2日取締役会決議)の権利行使によるものです。残る73,500株の減少は第11回新株予約権の失効によるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

税務上の繰越欠損金	1,498,036千円
その他	83,582千円
繰延税金資産小計	1,581,618千円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	△1,498,036千円
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額	△83,582千円
評価性引当額小計	△1,581,618千円
繰延税金資産合計	-千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針です。
デリバティブ取引については行っていません。

(2) 金融商品の内容および当該金融商品にかかるリスク

未払金は、一部外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、短期的な支払期日のものです。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制
為替変動リスク

外貨建ての営業債務に関しては、資金計画の策定期間と実際の支払時期の間に生じる為替変動リスクをヘッジするため、為替相場および当社財務状況等を踏まえ、支払時期より前に外貨を調達することがあります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、現金であること、預金、未収消費税等、未払金、未払法人税等、預り金については短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しています。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,617,795	—	—	—
未収消費税等	6,702	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定にかかるインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定にかかるインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および主要株主

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	河邊拓己	(被所有)直接0.0	当社代表取締役	新株予約権の権利行使(注)	11,951	—	—
役員	坂本一良	(被所有)直接0.0	当社取締役	新株予約権の権利行使(注)	12,195	—	—

(注) 新株予約権の権利行使は、2016年5月25日開催の取締役会決議に基づき付与された第11回新株予約権のうち、当事業年度における新株予約権の権利行使について記載しています。なお、取引金額欄は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	115円77銭
2. 1株当たり当期純損失(△)	△83円03銭
1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
当期純損失(△)	△1,244,108千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式にかかる当期純損失(△)	△1,244,108千円
期中平均株式数	14,983千株

(重要な後発事象に関する注記)

新株予約権の権利行使

2023年7月1日から2023年8月10日までの間に第19回新株予約権の一部が以下の通り権利行使された結果、資本金および資本準備金がそれぞれ630,038千円増加しました。

・行使新株予約権個数	12,600個
・行使価額の総額	1,252,404千円
・発行した株式の種類および数	普通株式 1,260,000株

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

株式会社キャンパス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員

公認会計士 森 田 健 司

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 石 黒 宏 和

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャンパスの2022年7月1日から2023年6月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。ま

た、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

第24期監査等委員会監査報告

当監査等委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月10日

株式会社キャンバス 監査等委員会

監査等委員 小宮山 靖 行

監査等委員 白 川 彰 朗

監査等委員 古 田 利 雄

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）
全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かわべたくみ 河邊拓己 (1958年7月24日)	1983年 5月 医籍登録 1990年 3月 京都大学大学院分子医学系専攻修了 医学博士取得 1990年 4月 京都大学ウイルス研究所助手 1991年10月 ワシントン大学(米国セントルイス) 博士研究員 1996年 7月 名古屋市立大学医学部分子医学研究所助手 2000年 4月 同助教授就任 2001年 3月 当社取締役就任 2003年 5月 当社代表取締役社長就任(現任)	19,000株(注2)
2	かとうずみ まこと 加登住 眞 (1964年3月30日)	1987年 4月 日本合同ファイナンス(株) (現・(株)ジャフコ) 入社 2000年 4月 エムビーエルベンチャーキャピタル(株)取締役就任 2000年 9月 当社取締役就任 2005年 9月 当社取締役管理部長 2009年 5月 当社取締役最高財務責任者 兼 管理部長就任 2020年10月 当社取締役最高財務責任者 兼 経営企画室長就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)トレタ取締役監査等委員	9,100株(注3)
3	さかもとかずよし 坂本 一良 (1963年4月15日)	1988年 4月 チェースマンハッタン銀行東京支店入行 2004年 4月 NIFコーポレート・マネジメント(株)取締役就任 2008年12月 当社入社 管理部企画担当 2010年 2月 当社経営企画室長 2010年 9月 当社取締役経営企画室長 就任 2020年10月 当社取締役管理部長就任(現任)	一株(注3)

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	ひ び の としゆき 日比野 敏之 (1976年11月27日)	2001年 4月 中外製薬(株)入社 2008年 2月 三菱UFJ証券(株) (現：三菱UFJモル ガン・スタンレー証券(株)) 入社 2015年 9月 三井住友アセットマネジメント(株) (現：三井住友DSアセットマネジ メント(株)) 入社 2020年 7月 当社入社 研究開発部長 2020年10月 当社最高執行責任者 兼 研究開 発部長 2021年 9月 当社取締役最高執行責任者 兼 研究開発部長 (現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河邊拓己氏の所有株式数は、第19回新株予約権および第20回新株予約権の発行に際し、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fundと締結した株式貸借契約に基づく貸株、50,000株を控除して表記しています。
3. 加登住眞氏および坂本一良氏の所有株式数は、第19回新株予約権および第20回新株予約権の発行に際し、MAP246 Segregated Portfolioと締結した株式貸借契約に基づく貸株、加登住眞氏12,000株ならびに坂本一良氏13,000株をそれぞれ控除して表記しています。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役（監査等委員である取締役を含む）が負担することになる法律上の損害賠償金、損害賠償請求対応等の費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、意図的に違法行為を行った取締役自身の損害等は填補されないなど、取締役による職務執行の適正性は損なわれない仕組みとなっています。なお、本保険の保険料は全額当社が負担しています。
- 各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には、同内容で更新する予定としております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

2016年9月27日開催の第17期定時株主総会決議において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、金銭による報酬ならびにストック・オプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額120百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は、金銭による報酬ならびにストック・オプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額45百万円以内とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、上記の報酬額の範囲内で譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内、監査等委員である取締役については、上記の報酬額の範囲内で譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額22百万円以内と設定することにつき、皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

対象取締役への具体的な支給時期および配分につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会、監査等委員である取締役については監査等委員会において決定いたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名ですが、第1号議案が原案どおりご承認いただいた場合は4名、また、現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）です。

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たり払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当兼口座管理契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年50,000株以内、監査等委員である取締役については年18,000株以内とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合やその他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 本割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から3年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除され

た直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとしします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年3月開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告12～13頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう改定し、株式報酬の内容、算定方法、支給時期等について規定することを予定しております。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等については、株主総会後最初に開催される監査等委員会において協議により決定する予定です。

本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記1.の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.42%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数を発行または処分した場合における発行済株式総数に占める割合は4.15%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

また、当社監査等委員会は、本議案は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であることから、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

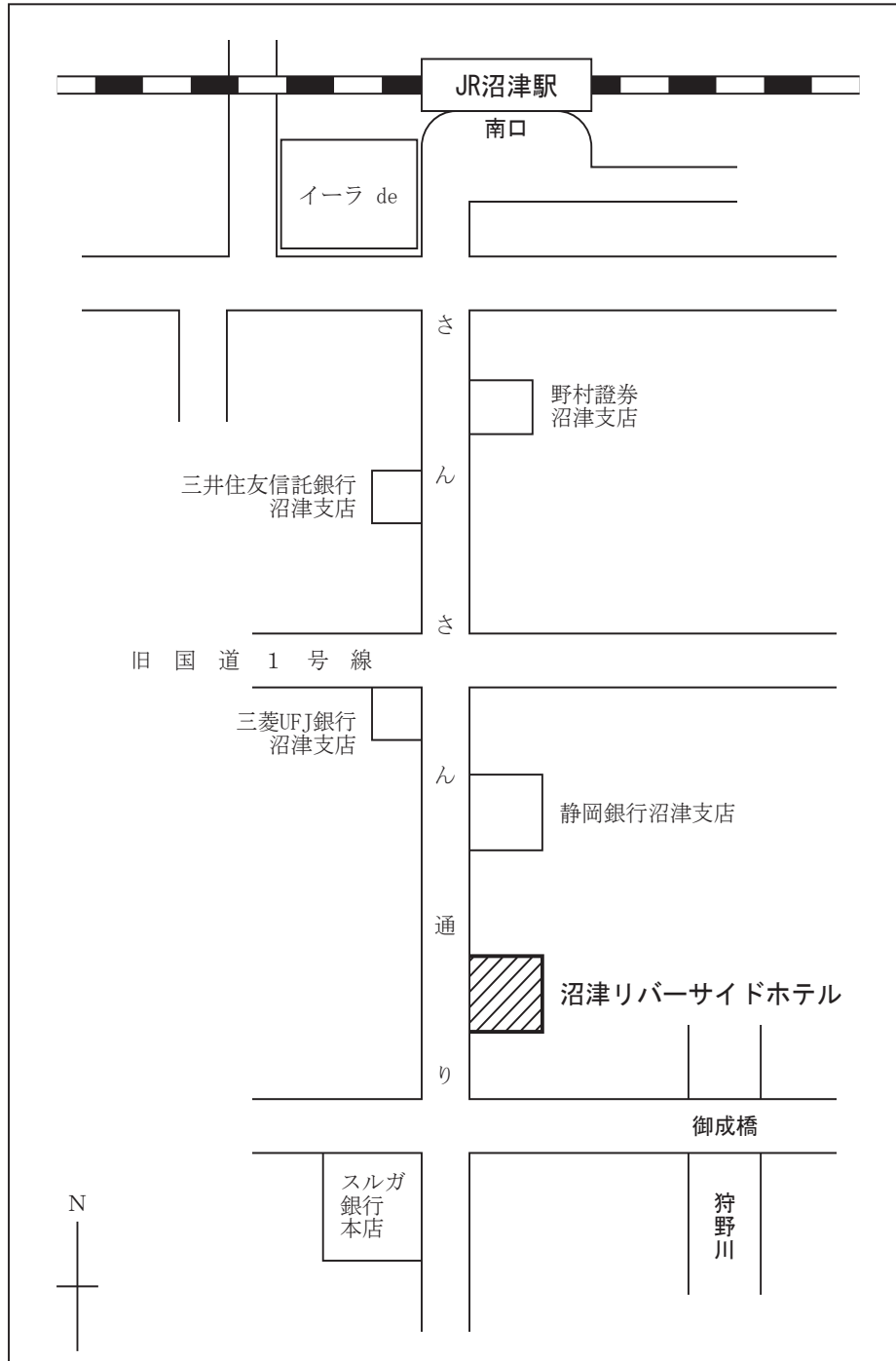
A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：静岡県沼津市上土町100-1 沼津リバーサイドホテル 3階「駿河」



【交通機関のご案内】

J R 沼津駅南口より 徒 歩 約10分

J R 三島駅（新幹線）より タクシー 約20分